別表六の二（一）付表　連結事業年度における所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期間	(3)のうち元本所有期間	所有期間割合 (4)/(3)（小数点以下3位未満切上げ）	控除を受ける所得税額 (2)×(5)
		1	2	3	4	5	6
個別法による場合		円	円	月	月		円

	銘柄	各連結法人の収入金額の合計額	各連結法人の所得税額の合計額	各連結法人の利子配当等の計算期末の所有元本数等の合計	各連結法人の利子配当等の計算期首の所有元本数等の合計	(9)－(10)／2又は12（マイナスの場合は0）	所有元本割合 (10)＋(11)／(9)（小数点以下3位未満切上げ）（1を超える場合は1）	控除を受ける所得税額 (8)×(12)
		7	8	9	10	11	12	13
銘柄別簡便法による場合		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			14	15	
		平　・　・	円	円	
		平　・　・			
計					

平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(18)のうち元本所有期間	所有期間割合 (19)/(18)（小数点以下3位未満切上げ）	控除を受ける所得税額 (17)×(20)
		16	17	18	19	20	21
個別法による場合		円	円	月	月		円

	銘柄	各連結法人の収入金額の合計額	各連結法人の所得税額の合計額	各連結法人の配当等の計算期末の所有元本数等の合計	各連結法人の配当等の計算期首の所有元本数等の合計	(24)－(25)／2又は12（マイナスの場合は0）	所有元本割合 (25)＋(26)／(24)（小数点以下3位未満切上げ）（1を超える場合は1）	控除を受ける所得税額 (23)×(27)
		22	23	24	25	26	27	28
銘柄別簡便法による場合		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			29	30	
		平　・　・	円	円	
		平　・　・			
計					

個別帰属額の計算

連結法人名		個別帰属額 (32の計)＋(33の計)＋(35の計)＋(37の計)＋(38の計)	31	円

銘柄等	利子配当等又は配当等に係る控除を受ける所得税額 個別法による場合 (6)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(21)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	銘柄別簡便法による場合 (8)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(34)×(13)/(8)	(23)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(36)×(28)/(23)	利子配当等又は配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額
	32	33	34	35	36	37	38
	円	円	円	円	円	円	円
計							

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二(一)の記載要領等第二号中「「所得税額　(8)」、「各連結法人の所得税額の合計額　(14)」、「控除を受ける所得税額　(21)」、「(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(24)」及び「利子配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(26)」」を「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(7)」から「その他　(11)」までの「①について課される所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける所得税額　③」」に、「平成26年4月1日以後に開始する」を「連結法人の」に改め、同第三号を次のように改める。

別表六の二(一)の次に次の一表を加える。